

平成 21 年度富山県人事行政の運営等の状況

富山県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年富山県条例第 5 号）第 6 条の規定に基づき、平成 21 年度における富山県人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表します。

なお、一部の項目については、平成 22 年 4 月 1 日現在の状況等を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

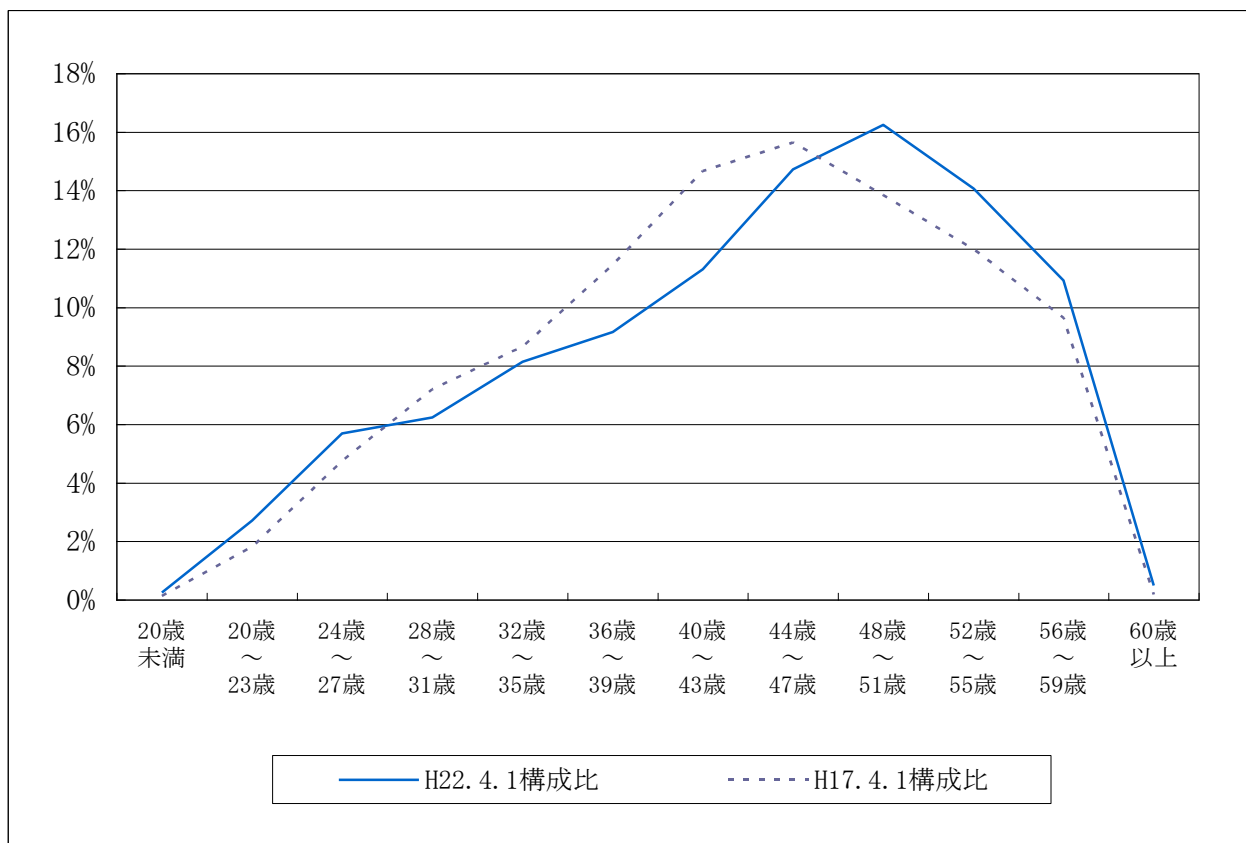
（各年 4 月 1 日現在、単位：人）

部門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成 21 年	平成 22 年			
一 般 行 政 部 門	総務企画・税務	732	711	△ 21	公益法人等派遣の見直し	
	民生・衛生	892	878	△ 14	公益法人等派遣の見直し 再任用短時間への振替	
	商工・労働	240	235	△ 5	業務の見直しに伴う減	
	農 林 水 産	895	860	△ 35	農業普及指導業務体制の見直しに 伴う減	
	土 木	825	795	△ 30	公共事業の減少に伴う減 道路維持運転手の計画的削減	
	小 計	3,584	3,479	△105	(参考:人口 10 万人当たり職員数 319 人)	
特 別 行 政 部 門	教 育	9,075	8,969	△106	小学校統廃合及び児童生徒数の減 による教職員の減 高等学校の定員の減による教職員の減	
	警 察	2,249	2,244	△ 5	本部庁舎内所属の庶務担当係の 統廃合に伴う減 国際犯罪対策室等の新設	
	小 計	11,324	11,213	△111	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,027 人)	
会 計	公 営 企 業 等	病 院	915	905	△ 10	検査科の業務見直しに伴う臨床検 査技師の減
	そ の 他	127	118	△ 9	発電所運転制御等業務委託に伴う減	
	小 計	1,042	1,023	△ 19		
合 計		15,950 [17,468]	15,715 [16,894]	△235 [△574]	(参考:人口 10 万人当たり職員数 1,440 人)	

注 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを
含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

注 2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



(平成22年4月1日現在の年齢別職員構成比)

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 39	人 426	人 895	人 980	人 1,280	人 1,441	人 1,778	人 2,315	人 2,554	人 2,211	人 1,718	人 78	人 15,715
構成比	% 0.3	% 2.7	% 5.7	% 6.2	% 8.1	% 9.2	% 11.3	% 14.7	% 16.3	% 14.1	% 10.9	% 0.5	% 100.0

(3) 定員適正化計画に基づく職員数の適正化

県では簡素で効率的な行政を推進するため、平成21年度を初年度とする新たな定員適正化計画に基づき、職員数の抑制に努め、適正な定員管理を行っています。

①数値目標

平成21年度から平成26年度までの5年間で、一般行政部門の職員数（基準：平成21年4月1日〔3,584名〕）の7.2%（257名）削減することとし、平成16年4月（4,159名）からの10年間で20%（832名）を削減目標としています。

平成21年4月1日 職員数	平成26年4月1日 職員数	純減数	純減率
3,584人	3,327人	△257人	△7.2%

なお、前回の定員適正化計画においては、平成16年4月から平成21年4月までの5年間で削減目標の△10%（△416人）を大きく上回り、△13.8%（△575人）の削減率を達成しました。

②定員適正化計画の進捗状況

（各年4月1日現在、単位：人）

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	計
一般 行政 部門	職員数	3,584	3,479					
	減員	(基準)	△139					△139
	増員		34					34
	増減数		△105					△105
	増減率		△2.9%					△2.9%

≪前回の定員適正化計画の実績≫

（各年4月1日現在、単位：人）

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	計
一般 行政 部門	職員数	4,159	4,080	3,982	3,863	3,703	3,584	
	減員	(基準)	△147	△180	△210	△244	△158	△939
	増員		68	82	91	84	39	364
	増減数		△79	△98	△119	△160	△119	△575
	増減率		△1.9%	△2.4%	△2.9%	△3.8%	△2.9%	△13.8%

③適正化の手法（平成22年度実施内容）

- ア 組織の統廃合 農林振興センター（富山・高岡）農村整備担当課の統合、企業局の組織体制の見直し、部局長秘書業務における民間人材の活用等
- イ 事務事業の見直し 公共事業の減、組織再編に伴う見直し等
- ウ 民間委託の推進 民間提案制度の活用等

(4) 集中改革プランに基づく職員数の適正化

県では、事務・事業の再編・整理、廃止・統合や民間委託の推進などの行政改革の取組みについて、平成17年度を起点として、平成21年度までの具体的な取組みを明示した富山県集中改革プランを平成18年7月に策定し、その中において、総定員を対象とした定員管理を行ってきました。

①数値目標

平成18年度から平成22年度までの5年間で、上記(1)の表の全部門の職員数（基準：平成17年4月1日〔16,701名〕）の5.2%（861名）を削減目標としていました。

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
16,701人	15,840人	△861人	△5.2%

②職員数の推移

平成 17 年 4 月から平成 22 年 4 月までの 5 年間で、削減目標の△5.2%を上回り、△5.9% (△986 人) の削減率を達成しました。(単位：人・%)

	H17. 4. 1 (基準)	H18. 4. 1	H19. 4. 1	H20. 4. 1	H21. 4. 1	H22. 4. 1	過去 5 年間の 増減数 (率)
一般行政部門	4,080	3,982	3,863	3,703	3,584	3,479	—
	—	△98	△119	△160	△119	△105	△601
	—	△2.4	△2.9	△3.9	△2.9	△2.6	△14.7
特別行政部門	11,590	11,598	11,522	11,394	11,324	11,213	—
	—	8	△76	△128	△70	△111	△377
	—	0.1	△0.7	△1.1	△0.6	△1.0	△3.3
教育部門	9,396	9,344	9,263	9,145	9,075	8,969	—
	—	△52	△81	△118	△70	△106	△427
	—	△0.6	△0.9	△1.3	△0.7	△1.1	△4.5
教員	8,073	8,049	8,024	7,933	7,897	7,872	—
	—	△24	△25	△91	△36	△25	△201
	—	△0.3	△0.3	△1.1	△0.4	△0.3	△2.5
その他	1,323	1,295	1,239	1,212	1,178	1,097	—
	—	△28	△56	△27	△34	△81	△226
	—	△2.1	△4.2	△2.0	△2.6	△6.1	△17.1
警察部門	2,194	2,254	2,259	2,249	2,249	2,244	—
	—	60	5	△10	0	△5	50
	—	2.7	0.2	△0.5	0.0	△0.2	2.3
警察官	1,847	1,904	1,912	1,906	1,916	1,917	—
	—	57	8	△6	10	1	70
	—	3.1	0.4	△0.3	0.5	0.1	3.8
その他	347	350	347	343	333	327	—
	—	3	△3	△4	△10	△6	△20
	—	0.9	△0.9	△1.2	△2.9	△1.7	△5.8
公営企業等	1,031	1,025	1,006	1,023	1,042	1,023	—
	—	△6	△19	17	19	△19	△8
	—	△0.6	△1.8	1.6	1.8	△1.8	△0.8
企業局等	182	173	153	142	127	118	—
	—	△9	△20	△11	△15	△9	△64
	—	△4.9	△11.0	△6.0	△8.2	△4.9	△35.2
中央病院	849	852	853	881	915	905	—
	—	3	1	28	34	△10	56
	—	0.4	0.1	3.3	4.0	△1.2	6.6
合 計	16,701	16,605	16,391	16,120	15,950	15,715	—
	—	△96	△214	△271	△170	△235	△986
	—	△0.6	△1.3	△1.6	△1.0	△1.4	△5.9

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 各項目下欄の上段は対前年度増減数、下段は対前年度増減数の基準数 (H17. 4.1 職員数) に対する比率です。

〈参考〉職員数の現状と取組を組み合わせた比較・分析

総務省において示された「職員数の現状と取組」シートを活用し、定員管理の状況を3つの指標を用いて比較・分析した結果、本県の平成21年職員数は、3つの指標とも100を下回っており、適正な定員管理を行っています。

富山県

(単位:人、km²)

人口(H21.3.31)	1,101,637
面積(H20.10.1)	4,247.55
全職員数(H21.4.1)	15,950
普通会計部門	14,908
一般行政部門	3,584
教育部門	9,075
警察部門	2,249
公営企業等会計部門	1,042

職員数の現状と取組

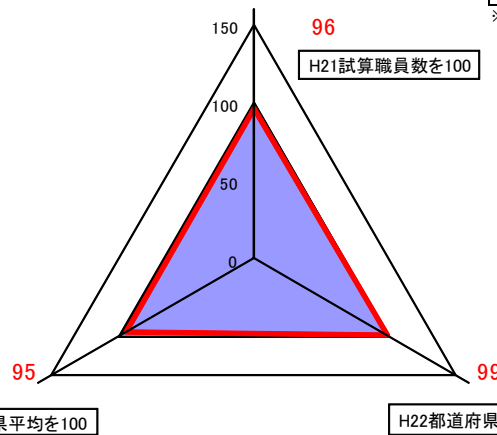
〈道府県〉

①H21職員数の現状1—試算職員数との比較—
 <普通会計部門>
 職員数 14,908 人
 試算職員数 15,400 人

【試算職員数の算出】
 ・試算職員数
 試算式(道府県 人口～170万人)

9.5 人 × 人口(千人) (a)	10,466
0.22 人 × 面積(km ²) (b)	934
一定値 (c)	4,000
権能(指定都市の有無) (d)	-
試算職員数 (a)+(b)+(c)+(d)	15,400

※試算職員数は、試算式による合算後、四捨五入したものの



②H21職員数の現状2—同規模の県平均との比較—
 <普通会計部門(人口10万人当たり)>

職員数	14,908 人	→	1,353 人/10万人
人口～170万人 県平均職員数	15,773 人	←	1,432 人/10万人

※県平均職員数は、当該団体の実職員ベースに置き換えた数値。

③5年間(H17～H22)の取組
 <全職員ベース>

	H17	H21	H22
純減目標	▲ 5.2 % 16,701	(15,950)	→ 15,840 人
都道府県平均	▲ 4.5 % 16,701		→ 15,949 人

※都道府県平均のH22職員数は、当該団体が都道府県平均並の純減を行うものとして推計した数値であり、グラフはその数値を100としている。

(5) 採用の状況（平成 21 年度）

- ①知事部局等 160名採用（競争試験：44名、選考：116名）
※平成 20 年度 142名採用（競争試験：42名、選考：100名）
- ②教育委員会 201名採用（競争試験：3名、選考：198名）
※平成 20 年度 205名採用（競争試験：4名、選考：201名）
- ③警察本部 100名採用（競争試験：95名、選考：5名）
※平成 20 年度 112名採用（競争試験：108名、選考：4名）

注1 「知事部局等」には、知事部局、企業局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、議会事務局、海区漁業調整委員会事務局を含みます。（以下同じ）

注2 選考採用者は、各任命権者が実施した選考により採用した者のみを計上しています。

(6) 昇任の状況（平成 21 年度）

- ①知事部局等
- ア 一般職員 316名（部長：9名、次長：19名、室長：14名、
課長：70名、課長補佐：116名、係長：88名）
- イ 教員 5名（教授：3名、准教授：2名）
- ②教育委員会
- ア 一般職員 62名（部長：1名、次長：1名、室長：2名、課長：5名、
課長補佐：39名、係長：14名）
- イ 教員 145名（校長：58名、教頭：87名）
- ③警察本部
- ア 一般職員 11名（課長：1名、管理官：1名、課長補佐：4名、
係長：5名）
- イ 警察官 62名（警視：8名、警部：16名、警部補：38名）

注1 () 内は昇任後の職層等毎に分類したものです。

(7) 退職の状況（平成 21 年度）

- ①知事部局等 295名退職（※平成 20 年度 250名退職）
- ②教育委員会 291名退職（※平成 20 年度 280名退職）
- ③警察本部 127名退職（※平成 20 年度 144名退職）

2 職員の給与に関する事項

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本 台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 20年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
21年度	1,097,736	573,920,972	1,179,083	143,308,755	25.0	28.0
20年度	1,101,637	522,836,554	1,040,333	146,649,483	28.0	30.2

注1 普通会計とは、企業局・中央病院等を除く県事業全般を行うための会計をいいます。

注2 人件費には、一般職員、小・中・高・大学の教員、警察官に支給される給与・退職手当・共済費及び知事・議員等の特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当り 給与費 (B/A)	(参考) 都道府県平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	14,691	67,818,554	11,500,304	25,282,745	104,601,603	7,120	7,252
20年度	15,096	68,714,546	11,581,646	28,095,866	108,392,058	7,180	7,377

注1 職員手当には退職手当を含みません。

注2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

①一般職の給与について一定期間の減額措置

- ・期 間：平成20年4月～平成23年3月
- ・削減率：管理職（部長級） △4%（地域手当の凍結を含めると△7%）
管理職（部長級以外） △3%（地域手当の凍結を含めると△6%）
その他の職員 △1%（地域手当の凍結を含めると△4%）
- ・期 間：平成23年4月～平成24年3月
- ・削減率：管理職（部長級） △3%（地域手当の凍結を含めると△6%）
管理職（部長級以外） △2%（地域手当の凍結を含めると△5%）
その他の職員 — （地域手当の凍結 △3%）

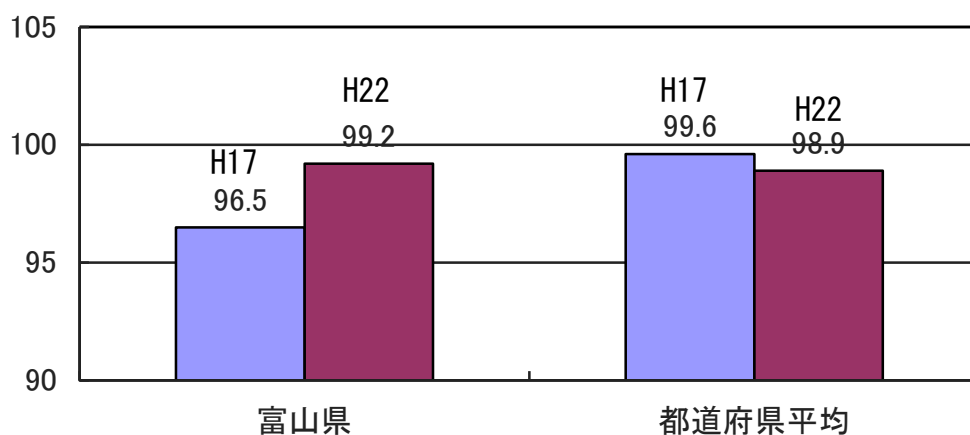
②特別職の給与について一定期間の減額措置

- ・期 間：平成20年4月～平成24年3月
- ・削減率：知 事 △15%（地域手当の凍結を含めると△18%）
副知事等 △10%（地域手当の凍結を含めると△13%）

③平成20年度から当分の間の地域手当の減額措置

- 一般職の職員 本来の支給割合から100分の3を減じた割合
- 特別職の職員 知事、副知事等の地域手当を支給しない

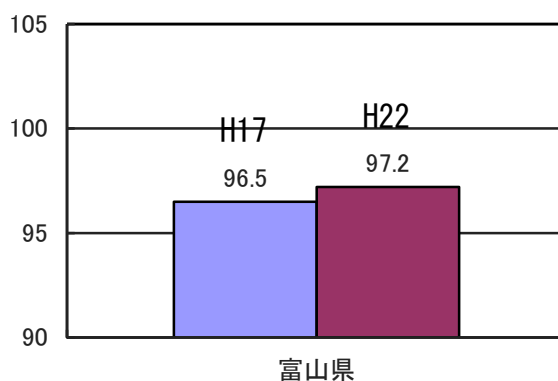
(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



注 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数（平成22年4月1日）

97.2



注 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(5) 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300	572,900

(注)給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(6) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
22年度	383,244円	383,993円	-749円	△0.20%	△0.20%	△0.19%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給

区分	人事委員会の勧告				給与支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給割合 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
22年度	3.93月	4.15月	△0.22月	△0.20月	3.95月	3.95月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(7) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	44歳2月	346,900円	419,400円	371,028円
21年4月1日現在	43歳11月	347,700円	417,900円	371,607円
国	41歳11月	325,579円	—	395,666円
21年4月1日現在	41歳6月	325,521円	—	391,770円
都道府県	43歳8月	339,950円	424,247円	381,330円
21年4月1日現在	43歳10月	343,005円	427,547円	384,790円

注1 平均給料月額とは、平成22年4月1日現在における各職種毎の職員の基本給の平均です。
(以下同様です。)

注2 平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当の額を合計したものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(以下同様です。)

②技能労務職

区分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
富山県	50歳9月	310人	349,000円	390,000円	365,676円	—	—	—	—
21年4月現在	50歳8月	343人	352,700円	395,300円	368,864円				
うち運転手	49歳3月	143人	354,300円	406,500円	376,998円	自家用乗用自動車	51歳11月	254,900円	1.59
21年4月現在	48歳4月	156人	354,600円	411,100円	375,706円	運転者	51歳6月	246,400円	1.67
うち用務員	52歳2月	60人	346,600円	373,400円	363,273円	用務員	53歳10月	213,600円	1.75
21年4月現在	51歳5月	67人	353,400円	380,800円	370,252円		54歳6月	214,000円	1.78
うち学校給食員	52歳4月	7人	340,000円	348,400円	343,520円	調理士	43歳10月	227,000円	1.53
21年4月現在	53歳6月	10人	346,000円	358,100円	350,595円		43歳5月	237,600円	1.51
国	49歳4月	3,955人	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—
21年4月現在	49歳2月	4,429人	285,548円	—	322,737円	—	—	—	—
都道府県平均	49歳4月	416人	331,561円	387,402円	364,759円	—	—	—	—
21年4月現在	48歳10月	465人	332,714円	388,002円	365,631円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
富山県	—	—	—
うち運転手	6,480,800円	3,883,200円	1.67
昨年度比較	6,674,500円	3,518,600円	1.90
うち用務員	6,081,100円	3,008,200円	2.02
昨年度比較	6,310,100円	3,027,000円	2.08
うち学校給食員	5,676,300円	3,246,500円	1.75
昨年度比較	5,994,900円	3,345,300円	1.79

注1 うち〇〇〇とあるのは、本県の技能労務職員のうち、職員数が多い順に3つの職種を選んで記載してあるものです。

注2 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。
(平成19年～平成21年の3ヵ年平均)

注3 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

注4 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳5月	400,200円	446,900円
21年4月1日現在	45歳2月	403,800円	453,600円
都道府県平均	44歳10月	386,923円	450,762円
21年4月1日現在	44歳10月	390,833円	458,004円

④小・中学校（幼稚園）教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
富山県	45歳1月	387,600円	421,600円
21年4月1日現在	45歳0月	392,000円	429,200円
都道府県平均	44歳0月	373,665円	430,570円
21年4月1日現在	43歳11月	377,216円	437,491円

⑤警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
富山県	40歳7月	331,500円	441,300円	352,217円
21年4月1日現在	40歳11月	336,800円	455,100円	357,963円
国	41歳4月	318,139円	—	369,610円
21年4月1日現在	41歳6月	322,231円	—	372,706円
都道府県平均	39歳8月	325,926円	469,083円	371,475円
21年4月1日現在	40歳0月	330,043円	474,584円	375,813円

(8) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		富 山 県	国
一 般 行 政 職	大学卒	178,800 円	172,200 円
	高校卒	144,500 円	140,100 円
技 能 労 務 職	高校卒	130,300 円	—
	中学卒	120,200 円	—
高等学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	174,700 円	—
小・中学校 教 育 職	大学卒	199,700 円	—
	短大卒	177,200 円	—
警 察 職	大学卒	204,500 円	202,200 円
	高校卒	168,400 円	158,100 円

注 本県の実際の支給は、1%の減額措置が適用されます。

(9) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（22年4月1日現在）

区分	経験年数	10 年以上	15 年以上	20 年以上
		15 年未満	20 年未満	25 年未満
一 般 行 政 職	大学卒	278,100 円	330,800 円	372,600 円
	高校卒	230,900 円	280,800 円	338,900 円
技 能 労 務 職	高校卒	228,200 円	275,800 円	316,500 円
	中学卒	該当者無し	該当者無し	297,100 円
高等学校 教 育 職	大学卒	321,800 円	375,100 円	405,900 円
	短大卒	264,000 円	310,300 円	324,000 円
小・中学校 教 育 職	大学卒	321,700 円	371,800 円	399,700 円
	短大卒	283,000 円	350,800 円	379,600 円
警 察 職	大学卒	297,100 円	341,500 円	381,900 円
	高校卒	264,500 円	306,500 円	353,600 円

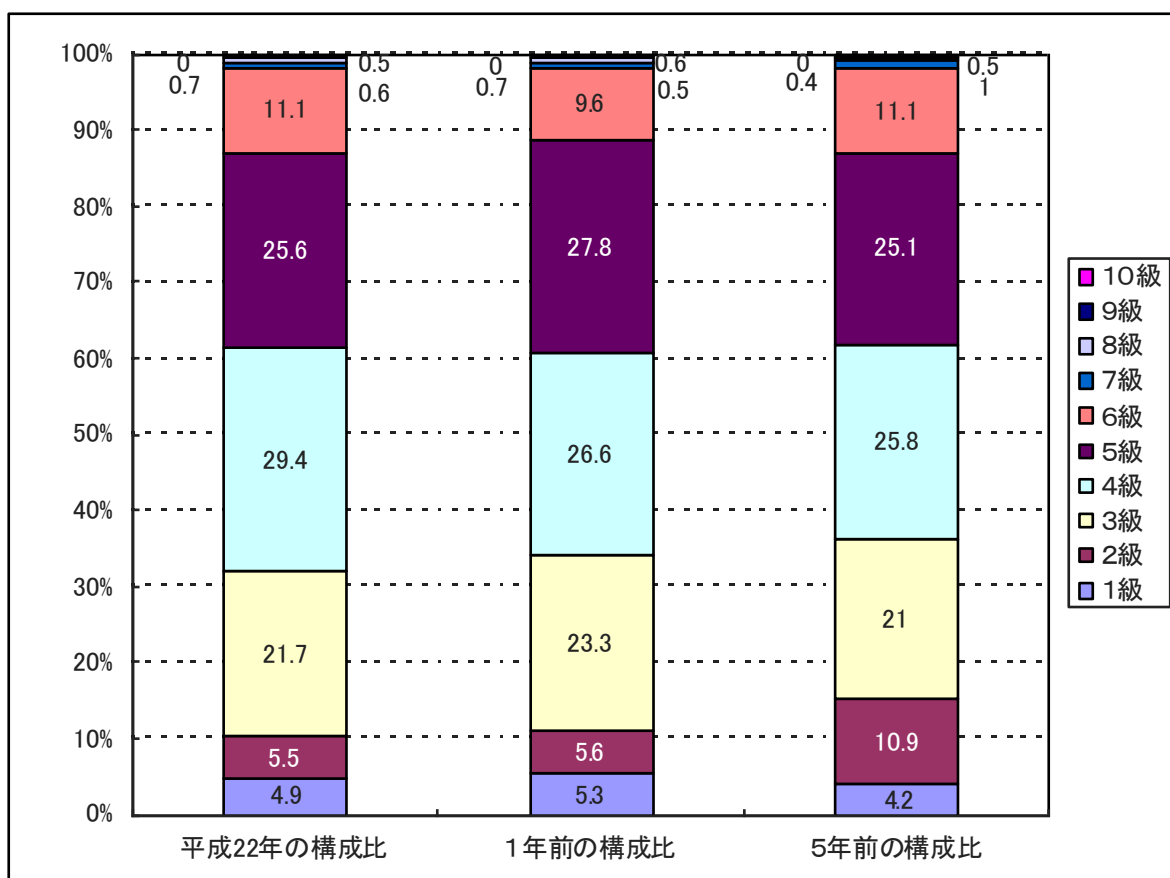
注 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(10) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	参 考	
				1年前の構成比	5年前の構成比
1級	主事、技師	162	4.9	5.3	4.2
2級	主事、技師	180	5.5	5.6	10.9
3級	係長、主任	715	21.7	23.3	21.0
4級	係長、主任	966	29.4	26.6	25.8
5級	本庁の課長補佐、大規模出先機関の課長	841	25.6	27.8	25.1
6級	本庁の課長、出先機関の長	367	11.1	9.6	11.1
7級	本庁の室長、大規模出先機関の長	20	0.6	0.5	1.0
8級	本庁の次長	22	0.7	0.7	0.5
9級	本庁の部長	17	0.5	0.6	0.4
10級	本庁の部長	0	0.0	0.0	0.0

注1 富山県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

注2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。



注 平成18年に11級制から10級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(11) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

全職員について、昇給日前 1 年間の勤務成績に基づき、昇給区分（0～8 号給）を決定。

平成 22 年 1 月 1 日の昇給において、一般行政職（知事部局）の職員のうち、最高号給に到達している、あるいは 1 月 1 日付で採用になったなどの理由により昇給しない職員及び育児休業等を取得したことにより勤務した日数が少ない職員を除いた 1 年間の勤務成績を昇給に反映させることができる職員 2, 257 名中、上位区分（3～8 号給）に決定された者が 305 名（13.5%）、標準区分（1～4 号給）に決定された者が 1, 946 名（86.2%）、下位区分（0～2 号）に決定された者が 6 名（0.3%）であった。

※「〇～〇号給」となっているのは、55 歳以上（大学教員・医師等は 57 歳以上）の職員は昇給号数が 2 分の 1 に抑制されているためである。

(12) 職員手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

富 山 県	国
1 人当たり平均支給額（21 年度） 1, 7 1 4 千円	—
(21 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.4 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21 年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.4 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職務上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

1. 勤務成績の評定の実施状況

平成 18 年 10 月から、全職員を対象とした目標管理手法による業績評価制度を実施している。

また、地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 7 月 31 日を評定日として課長補佐級以下の職員に対して勤務成績の評定を実施している。

2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況

全職員について、業績評価の結果（6 月支給分は前年度後期（10～3 月）、12 月支給分は当年度前期（4～9 月）の結果を用いる）及び勤勉手当支給前 6 月間の勤務状況に基づき、成績率（0/100～108.5/100）を決定。

平成 22 年 6 月の勤勉手当において、一般行政職（知事部局）の職員 2, 7 3 3 名中、上位区分（76/100～108.5/100）に決定された者が 8 1 5 名（29.8%）、標準区分（68.5/100～88.5/100）に決定された者が 1, 9 1 1 名（69.9%）、下位区分（0/100～55/100）に決定された者が 7 名（0.3%）であった。

※「○/100～○/100」となっているのは、特定管理職員とその他の職員で成績率が異なるためである。

②退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

富 山 県			国		
支給率	自己都合	勸奨・定年	支給率	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分	勤続 20 年	23.5 月分	30.55 月分
勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分	勤続 25 年	33.5 月分	41.34 月分
勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分	勤続 35 年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算 ※） ※平成 24 年 3 月 31 日までは、 早期勸奨退職特例措置として 3%～30%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算）		
自己都合 勸奨その他 1 人当たり 平均支給額 683 千円 26,800 千円					

注 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、平成 20 年度に退職した職員に支給された平均額です。

③地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		102,641千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（平成21年度決算）		693,519円	
支給対象地域（職種）	支給対象職員数	支給率【注1】	国の制度（支給率）
東京都特別区	10人	18%【15%】	18%
大阪市	1人	15%【12%】	15%
名古屋市	1人	12%【9%】	12%
富山市	7,687人	3%【0%】	3%
舟橋村	27人	0%【0%】	3%
上記以外の県内市町村	7,752人	0%【0%】	0%
医師	135人	15%【12%】	15%
総計・平均支給率（注2）	15,613人	1.62%【0.11%】	1.63%

注1 平成20年度から当分の間、本来の支給率から100分の3を減じた割合となっています。

注2 国の制度（支給率）の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率です。

④特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		1,274,021千円	
支給対象職員1人当たり平均支給額（平成21年度決算）		177,712円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度） 注（ ）内は、一般行政職員に占める手当支給職員の割合		45.3% (13.2%)	
手当の種類（手当数）		29種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	経営管理部税務課（庁舎外で業務に従事する者に限る。）又は県税事務所に勤務する職員	県税の賦課、徴収等	日額840円以内
指導訓練手当	消防学校、保育専門学院等に勤務する職員	・消防学校の実技訓練 ・看護師等の養成業務	業務により日額450円 又は月額11,540円
社会福祉業務手当	厚生センター、身体障害者更生相談所等に勤務する職員	厚生センター等における福祉業務	業務により月額12,800円以内又は日額500円以内
社会福祉施設等業務手当	富山学園等に勤務する職員	社会福祉施設における保護、看護、指導訓練等	給料月額額の100分の16以内
病院業務手当	中央病院に勤務する職員	病院業務	月額17,420円又は給料月額額の100分の8以内
医療業務手当	本庁、高志学園等に勤務する医師又は歯科医師である職員	医療又は公衆衛生業務	業務により月額80,000円以内又は勤務1回につき9,000円以内又は勤務1時間につき1,500円
夜間看護手当	高志学園、中央病院に勤務する助産師若しくは看護師である職員	午後10時から午前5時までの看護等の業務	勤務1回につき3,300円以内、通勤距離により1,140円以内の額を加算

精神保健業務手当	厚生センター、心の健康センター等に勤務する職員	精神障害者の訪問指導、護送等	日額 300 円
野犬捕獲手当	厚生部生活衛生課又は厚生センターに勤務する職員	野犬の捕獲、殺処分	日額 450 円
有害毒物等取扱手当	研究所等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒劇物を使用した研究 ・ 病理細菌の試験検査 ・ 汚水施設等を有する工場等の立入検査等 	日額 300 円
放射線等取扱手当	厚生センター、研究所等に勤務する職員	放射線を照射する作業	業務により給料月額の 100 分の 8 以内又は日額 1,000 円以内
感染症等防疫手当	従事職員	感染症患者の救護作業等	日額 300 円
と畜検査等手当	食肉検査所に勤務すると畜検査員等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 獣畜のと殺・解体 ・ 死亡家畜の解体検査等 	業務により給料月額の 100 分の 10 以内又は日額 1,200 円以内
麻薬取締手当	麻薬取締員	麻薬取締業務	日額 820 円
職業訓練手当	技術専門学院に勤務する職員	職業訓練の実習指導	給料月額の 100 分の 10
家畜保健衛生業務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員	家畜の伝染病防疫、疾病の診断等	月額 18,000 円
乗船手当	農林水産部水産漁港課、農林水産総合技術センター等に勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業取締、水産試験調査 ・ 渡船の運航 ・ ひき船作業 	業務により日額 810 円以内又は月額 6,600 円
特殊自動車等運転手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	大型特殊自動車等の運転作業	日額 670 円以内

用地交渉手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	用地の取得等のための交渉の業務	日額 1,000 円以内
特殊現場作業手当	土木センター、農林振興センター等に勤務する職員	・足場が不安定な箇所等における土木工事等の調査、測量等	日額 300 円等
高圧ガス等検査手当	計量検定所、土木センター等に勤務する職員	高圧ガスの製造施設等の立入検査	日額 300 円
木材加工機械操作手当	工業技術センター、総合デザインセンター等に勤務する職員	高圧成型機等を操作した木材等の加工	日額 300 円
警察職員業務手当	地方警察職員	・山岳遭難者救助作業 ・銃器犯罪捜査作業 等	日額 2,000 円等
教員特殊業務手当	教育職員	・非常災害時における児童の保護等 ・週休日の部活動での指導等	日額 12,800 円以内
多学年学級担当手当	教育職員	2以上の学年をもって編成した学級の担任	日額 290 円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校等に勤務する教諭又は養護教諭	教務主任、学年主任、生徒指導主事、進路指導主事等の担当業務	日額 200 円
教員兼務手当	教育職員	昼間授業本務職員の夜間授業、夜間授業本務職員の昼間授業	授業 1 時間 1,070 円
高等学校練習船乗組手当	高等学校練習船に乗組む職員	・漁ろう作業 ・船内衛生管理業務	月額 3,000 円等
道路補修手当	土木センターに勤務する単純労務職員	道路補修業務	月額 4,720 円

⑤時間外勤務手当

	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成21年度決算	3,152,601千円	448千円
平成20年度決算	3,047,362千円	425千円

⑥その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給額 (21年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)配偶者以外 ①1人につき6,500円 ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,200円を加算	異	○国の制度 (1)同じ (2) ①同じ ②満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき、5,000円を加算	千円 1,658,408	円 238,038
住居手当	(1)借家等 ①家賃20,000円以下の場合 家賃-9,000円 ②家賃20,000円を超える場合 11,000円+(家賃-20,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)自宅2,700円	異	○国の制度 (1) ①家賃23,000円以下の場合 家賃-12,000円 ②家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃-23,000円)/2 (最高限度額27,000円) (2)なし	千円 548,276	円 93,340
通勤手当	(1)交通機関利用職員 6箇月定期券等の価額による一括支給 全額支給限度額 1箇月当たり55,000円 (2)交通用具使用職員 距離段階区分に応じ 2,600円~35,000円 (3)駐車料金 駐車料金-3,000円 (上限3,000円)	異	○国の制度 (1)同じ (2) 距離段階区分に応じ 2,000円~24,500円 (3)なし	千円 1,498,115	円 107,276
初任給調整手当	医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用による	異	獣医師が支給対象となっている。	千円 401,006	円 2,278,446

	<p>欠員の補充が困難な職に採用された職員に支給 医師・歯科医師 採用後 35 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給 (最高支給月額 306,000 円)</p> <p>獣医師 採用後 20 年以内の期間、採用から 1 年を経過するごとにその額を遡減して支給 (最高支給月額 35,000 円)</p>				
単身赴任手当	<p>公署を異にする異動等に伴い転居しやむを得ない事情により配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給 23,000 円+加算額 (※) ※職員の住宅と配偶者等の住居との交通距離が 100 km 以上の場合に 6,000~45,000 円を加算</p>	同		千円 83,880	円 283,378
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に当該職の区分に応じて 146,400 円以内を支給</p>	同		千円 1,134,208	円 731,747
休日勤務手当	<p>休日等において正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×1.35×時間数</p>	異	<p>1 時間当たりの給与額の算定に、特地勤務手当・へき地手当、月額の特務手当、農林漁業普及指導手当を含める。</p>	千円 537,608	円 76,473
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給 1 時間当たりの給与額×0.25×時間数</p>			千円 257,363	円 36,609
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎・設備の保全等 6,600 円 ・福祉施設等における管理監督 7,200 円 ・医療当直看護師等 6,700 円 医師 20,000 円 	同		千円 504,379	円 262,971

管理職員 特別勤務 手当	管理職手当支給対象職員等 が臨時又は緊急の必要等 により週休日等に勤務した場 合に支給 ・管理職手当支給対象職員 6時間以下4,000～12,000円 6時間超 6,000～18,000円 ・県立大学長 6時間以下18,000円 6時間超 27,000円	同		千円 3,973	円 198,625
寒冷地 手当	寒冷地に在勤する職員に11 月から3月まで支給 ・世帯主である職員 扶養親族有 月額17,800円 扶養親族無 月額10,200円 ・その他の職員月額7,360円	同		千円 70,821	円 62,729
特地勤務 手当	生活の著しく不便な地に所 在する公署に勤務する職員 に給料及び扶養手当の合計 額に一定割合を乗じて得た 額を支給 1級地 4% 4級地 16% 2級地 8% 5級地 20% 3級地 12% 6級地 25%	同		千円 24,297	円 809,891
義務教育 等教員 特別手当	小中学校、高等学校、特別支 援諸学校に勤務する教育職 員に級号給に応じて3,900～ 15,900円を支給			千円 1,085,733	円 136,725
定時制 通信教育 手当	定時制・通信制教育に従事す る教育職員に給料の10%(管 理職手当受給職員は8%)を 支給			千円 117,178	円 523,117
産業教育 手当	実習を伴う農業・水産・工業 に関する科目を主として担 任する教育職員に給料の 10%を支給			千円 140,062	円 532,556
へき地 手当	山間地等に所在する学校に 勤務する教育職員に給料及 び扶養手当の合計額に一定 割合を乗じて得た額を支給 1級地 8% 4級地 20% 2級地 12% 5級地 25% 3級地 16% 準ずる地域4%			千円 46,081	円 415,146

農林漁業 普及指導 手当	普及指導員が普及指導業務に従事したときに、級に応じて8,500～14,500円を支給ただし、管理職は支給対象外		千円 25,317	円 167,660
--------------------	---	--	--------------	--------------

(13) 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給料・報酬月額		
給 料	知 事	1,105,000円 (1,300,000円)		
	副知事	918,000円 (1,020,000円)		
報 酬	議 長	910,000円		
	副議長	860,000円		
	議 員	780,000円		
期 末 手 当	知 事	(21年度支給割合)		
	副知事	3.10月分		
	議 長	(21年度支給割合)		
	副議長	3.10月分		
	議 員			
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	130万円×在職月数×0.65	40,560千円	(任期毎)
	副知事	102万円×在職月数×0.45	22,032千円	(任期毎)

注1 給料・報酬欄の（ ）内は、減額措置を行なう前の金額です。

注2 退職手当の1期の手当額は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3 職員の勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在の勤務時間は、原則として、次の表のとおりです。

勤務時間	8 : 30 ~ 17 : 15
休憩時間	12 : 00 ~ 13 : 00

注 1 公務の運営上の事情により特別な形態によって勤務する必要がある職員及び学校現場の教職員の勤務時間及び休憩時間等については、上記以外の勤務時間の割振りによります。

注 2 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすと認めるときその他職員に特別な事情があると認めるときは、職員の申し出により、休憩時間を 45 分以上 1 時間未満とすることができます。

(2) 休暇、休業制度の取得状況

職員の休暇、休業制度については、県職員及び県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則や育児休業等に関する条例、規則等に基づいて定められており、主な休暇、休業制度の状況は次のとおりです。

区分	休暇(休業)期間等	平成 21 年度の取得状況			
		知事部局等	教育委員会	警察本部	
年次休暇	20 日 (1年あたり)	平均 10.2 日	平均 9.3 日	平均 6.3 日	
特別休暇	夏期休暇	5 日以内 (1年あたり)	平均 4.6 日	平均 4.7 日	平均 3.6 日
	ボランティア休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 一人	取得者 35 人	取得者 一人
	育児参加休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 76 人	取得者 30 人	取得者 4 人
	子の看護休暇	5 日以内 (1年あたり)	取得者 247 人	取得者 324 人	取得者 23 人
	育児時間	1 日 2 回、1 日を通じて 90 分以内	取得者 27 人	取得者 5 人	取得者 3 人
病気休暇	原則、90 日以内	取得者 153 人	取得者 58 人	取得者 92 人	
介護休暇	6 月以内	取得者 2 人	取得者 3 人	取得者 一人	
育児休業	子が 3 歳に達する日までの期間	取得者 61 人	取得者 32 人	取得者 3 人	
部分休業	子が小学校就学の始期に達するまでの期間で、始業時又は終業時、1 日を通じて 2 時間以内	取得者 5 人	取得者 1 人	取得者 3 人	

注 1 年次休暇、夏期休暇、ボランティア休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、

育児時間については、平成 21 年（H21. 1. 1～H21. 12. 31）の取得状況を記載しています。

注 2 病気休暇、介護休暇、育児休業、部分休業の取得者数は、平成 21 年度中に休暇等を開始した者の人数を計上しています。

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

平成 21 年度に分限処分の状況は、次の表のとおりです。

区 分	免職	休職	降任	降給	合 計
知事部局等	－人	15人	－人	－人	15人
教育委員会	－人	52人	－人	－人	52人
警察本部	－人	10人	－人	－人	10人
合 計	－人	77人	－人	－人	77人

注 1 分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことをいいます。

(2) 懲戒処分の状況

平成 21 年度に懲戒処分の状況は、次の表のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	合 計
知事部局等	1人	－人	1人	－人	2人
教育委員会	2人	－人	1人	3人	6人
警察本部	－人	－人	－人	1人	1人
合 計	3人	－人	2人	4人	9人

注 1 懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持する目的から、職務上の義務違反など、公務員としてふさわしくない非行がある場合に行われる処分のことをいいます。

5 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務免除の状況

平成 21 年度の職務専念義務免除の状況は、次の表のとおりです。

免除の事由	承認件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
研修を受ける場合	1 件	3 5 5 件	1 0 件
教育、研究等のため他の事務に従事する場合	4 4 件	1 件	— 件
職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ね、その職に属する事務を行う場合	8 件	5 件	— 件
当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合	5 7 0 件	6 件	7 件
職員が公務に支障のない範囲内において、市町村の消防団員となって火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等の消防団活動を行う場合	1 6 件	1 件	— 件
富山県赤十字血液センターに成分献血登録している職員が、同センターの文書等による依頼に応じて成分献血を行う場合に、公務に支障がない範囲内において勤務しないこと	— 件	— 件	— 件
職員が公務に支障のない範囲内において、国民体育大会等に選手又は監督等として参加する場合	— 件	6 2 件	3 件
職員が公務に支障のない範囲内において、普及指導員資格試験又は林業普及指導員資格試験を受験する場合	5 件	— 件	— 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合	2 4 件	— 件	— 件
合 計	6 6 8 件	4 3 0 件	2 0 件

注 1 県職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務がありますが（地方公務員法第 3 5 条）、合理的な理由がある場合は、限定的にその免除が認められています。

(2) 営利企業等従事許可、兼職及び他の事業等の従事許可の状況

平成 21 年度の営利企業等従事許可の状況は、次の表のとおりです。

許可の基準	許可件数		
	知事部局等	教育委員会	警察本部
次のいずれにも該当しないと認める場合 ①その職員の職と当該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがある場合 ②職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合 ③その他公務員として適当でないと認められる場合	4 0 件	1 4 件	— 件
教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事する場合		1, 665 件	

注 1 県職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事

してはならない（地方公務員法第38条）とされており、上の表の基準を満たしている場合に、例外的に許可を受けることができます。

注2 教員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者において認める場合には、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができます。（教育公務員特例法第17条）

6 職員の研修及び人事評価の状況

(1) 職員の研修の状況

平成21年度の職員の研修の状況については、次の表のとおりです。

①知事部局等

研 修 名	延べ開講日数	修了者数
指名研修	37日	921人
必須研修	34日	524人
新任所属長研修	2日	40人
新任所属長代理研修	3日	47人
新任係長研修	8日	88人
職員3年目研修	3日	46人
新任職員研修	18日	303人
繰返し研修	3日	397人
ステップ1研修（34歳）	1日	126人
ステップ2研修（40歳）	1日	160人
ステップ3研修（46歳）	1日	111人
選択研修	99日	1,683人
必修選択研修	73日	982人
課長クラス向け研修	4日	40人
課長補佐クラス研修	12日	161人
係長クラス研修	8日	107人
主任クラス向け研修	35日	441人
主事・技師クラス向け研修	14日	233人
特別研修	26日	701人
管理者（合同）研修	2日	262人
事務職員総合研修	3日	52人
現業職員研修	6日	206人
その他	15日	181人
合 計	136日	2,604人

注1 上記研修の修了者には、教育委員会及び警察本部の事務職員を含んでいます。

②教育委員会

		研 修 名	開講日数	受講者数	
基	年 次 研 修	初任者研修会	小・中・高・特	25日	174人
		新規採用教職員研修会	幼	8日	38人
			養教	15日	9人
		6年次教職員研修会		5日	152人
		11年次教職員研修会	幼・小・中・高・特	15日	125人
		新任教務主任研修会（小中）		3日	74人
		新任教務主任研修会（県立）		3日	22人
		県立学校等教務主任研修会		1日	75人
		生徒指導主事研修会	小・中	2日	300人
			高・特	1日	73人
保健主事研修会		1日	171人		
給食主任研修会		1日	274人		
本	管 理 職 研 修	小・中学校校長研修会		1日	282人
		小・中学校初任校長研修会		2日	45人
		県立学校校長研修会		1日	58人
		県立学校初任校長研修会		1日	13人
		「自己申告・自己評価書による教員評価」の面談者研修		5日	88人
		校長・教頭倫理指導研修会		1日	150人
		園長等運営管理協議会		2日	94人
		小・中学校教頭研修会		1日	304人
		小・中学校初任教頭研修会		2日	56人
		小・中・県立学校初任教頭研修会		2日	97人
		県立学校教頭研修会A		1日	38人
		県立学校教頭研修会B		1日	23人
		県立学校教頭研修会		1日	135人
		県立学校事務(部)長研修会		1日	59人
修	職 務 研 修	特別支援学級・特別支援学校等新任担当教員研修会		5日	69人
		特別支援教育研修会（小・中学校、高等学校）		3日	320人
		特別指導者招聘研修講座		10日	20人
		養護教諭研修会		1日	361人
		養護教諭1／5研修会		1日	59人
		栄養教諭・学校栄養職員研修会		2日	121人
		学校事務職員会計事務研修		1日	27人
		衛生管理研修会		1日	65人
		県立学校校務助手等研修会		1日	37人
		交通安全講習会		1日	88人
理科		理科教育講座		7日	91人
		高等学校理科実験実技研修会		2日	23人

研 修 名		開講日数	受講者数
英語	英語教員集中研修会	2日	33人
体育	小学校体育実技指導者講習会	2日	135人
	中・高等学校体育実技指導者講習会	2日	90人
	運動部活動指導者研修会	2日	54人
	水泳指導者講習会	1日	68人
	集団登山引率者講習会	4日	80人
商業	高等学校商業教育実技研修会	2日	3人
産業	産業教育新技術等講習会	6日	122人
教育課程	幼稚園教育課程研究協議会	1日	211人
	小学校教育課程研究協議会	1日	1,249人
	中学校教育課程研究協議会	1日	668人
	高等学校教育課程講習会	1日	844人
	特別支援学校教育課程研究協議会	1日	206人
教育相談	学校カウンセリング講座	17日	113人
生活指導	生徒指導セミナー	6日	605人
進路指導	中・高進路指導研修会	4日	385人
情報教育	マルチメディア教材制作研修会	2日	112人
	ICT活用授業研修会	3日	21人
	情報セキュリティ研修会	2日	45人
	eラーニングによる情報教育研修会	約2か月	7人
特別支援教育	特別支援教育講座	7日	104人
	個別の指導計画研修会	3日	18人
	LD・ADHD等教育研修会	3日	103人
	特別支援教育コーディネーター養成講座	4日	66人
国際理解	外国人児童生徒教育実践講座	3日	13人
学校経営	小・中学校経営研修会	3日	65人
	県立学校経営研修会	1日	30人
保育	保育技術協議会	2日	74人

③警察本部

研修機関	課程名	延べ開講日数	修了者数	
警察大学校	警察運営科	2週又は3週	5人	
	任用科	警部新課程（49歳未満）	4月	15人
		課長補佐（50歳未満の一般職員）	2週	1人
		教官養成科	1月	4人
		専科	5日～37日	28人
		指定職種任用科	11日～18日	6人
		研究科	2週～10週	4人
		術科指導者養成科	4月	1人
		術科講習	5日	1人
		特別捜査幹部研修所	特別捜査幹部科	4月
	特別幹部養成科		2週	2人
	国際警察センター	語学研修科・専科	15日	1人
	財務捜査研修センター	財務捜査研修科	8日	1人
附属警察情報通信学校	専科	5日～1月	5人	
管区警察学校	任用科	警部（49歳以上56歳未満）	2週	5人
		警部補（46歳未満）	8週	27人
		巡査部長（41歳未満）	6週	43人
		係長（46歳未満の一般職員）	2週	9人
		主任（41歳未満の一般職員）	2週	8人
県警察学校	初任科	新規採用の警察官	10月又は6月	80人
		新規採用の一般職員	2週	15人
	任用科	初任補修科	3月又は2月	77人
		警部補（46歳以上）	10日	8人
		巡査部長（41歳以上）	10日	9人
		部門別（各部門に新規採用警察官）	2週～4週	36人
		専科	3日～2週	353人
科学警察研究所内 法科学研修所	鑑定技術職員専攻科・養成科	3日～90日	6人	

(2) 人事評価の状況

① 勤務評価の状況

職員の勤務成績の評価の状況は、次のとおりです。

ア 知事部局等

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の8月1日から7月31日までの1年間を対象に実施します。

イ 教育委員会

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、職場の規律、接遇の態度、職務知識、理解力、判断力、積極性、正確性、仕事の速度等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の11月1日から10月31日までの1年間を対象に実施します。

ウ 警察本部

(ア) 評価方法

原則として、当該職員の直属の上司等2名が別々に、その職員の勤勉性、責任感、協調性、規律観念、接遇、知識・技能、理解力、判断力、積極性、正確性、迅速性等の要素毎に評価を行った上で、

A：特に優れている、B：優れている、C：標準的である、

D：やや劣っている、E：劣っている

の5段階評価で総合判定を行います。

(イ) 評価時期

評価は前年の12月1日から11月30日までの1年間を対象に実施します。

② 業績評価の状況

知事部局等では、目標による管理手法を取り入れ、原則として直属の上司等が別々

に、各年度の4月から9月まで及び10月から3月までの各期における職務の目標達成度や貢献度等を評価し、面談を通じて被評価者に評価結果を開示するとともに、評価結果を査定昇給及び勤勉手当の成績率に反映しています。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度の状況

公務能率の向上を図るため、職員の健康管理等の厚生事業を実施しており、平成21年度の状況は次のとおりです。

区分	主な項目	対象者等	実施状況		
			知事部局等	教育委員会	警察本部
健康管理	健康相談	希望職員	894名	健康管理課設置 59校 心の健康管理医 4名委嘱	618名
	健康教室	要観察者等	263名	—	316名
	定期健康診断	全職員	3,208名	3,042名	1,354名
	人間ドック 特別健康診断	指定年齢の職員等 有害業務従事者等	1,581名 1,284名	4,010名	879名 1,194名
その他	カフェテリアプラン	全職員	2,706名	9,301名	—名
	出産祝金の給付助成	該当職員	—名	265名	—名
	ライフプランセミナー	指定年齢の職員	104名	1,096名	135名
福利厚生事業に係る決算額			千円 112,729	千円 300,815	千円 21,134
うち職員互助会に対する補助金額			千円 —	千円 10,006	千円 —

(2) 共済制度の状況

社会保険制度の一環として、相互救済による共済制度を実施しており、平成 21 年度の主な給付の状況は次のとおりです。

なお、制度実施のため必要な財源は、地方公務員等共済組合法の規定に基づき、職員（組合員）の掛金と地方公共団体の負担金によって賄われています。

区分	主な内容	給付の状況					
		地方職員共済組合		公立学校共済組合		警察共済組合	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
保健 給付	医療の給付 高額療養費 出産費	件 100,572	千円 1,072,796	件 178,019	千円 1,798,171	件 51,983	千円 611,145
休業 給付	傷病手当金 育児休業手当金	795	96,346	1,517	265,998	98	20,311
災害 給付	災害見舞金	1	1,146	—	—	1	491
附加 給付 等	入院附加金 結婚手当金 一部負担金払戻	1,126	41,896	2,708	94,783	481	22,412
計		102,494	1,212,184	182,244	2,158,952	52,563	654,359

注 1 共済制度を実施するため、県職員、教育委員会職員、警察職員の区分に応じて共済組合が設けられています。

注 2 給付実績は、組合員とその家族（被扶養者）を含めた金額となっています。

(3) 公務災害補償制度の状況

公務災害補償制度は、地方公務員災害補償法に基づき、地方公務員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償基金が、その損害を補償する制度です。

平成21年度の公務災害補償制度の状況は、次の表のとおりです。

種 類	内 容 等	補償の状況（金額単位：千円）					
		知事部局等		教育委員会		警察本部	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
療養補償	公務又は通勤による負傷や疾病の療養（以下、上記療養と記載する。）に必要な費用を支給します。	45	6,887	69	8,410	46	13,920
障害補償	上記療養の治ゆ後、一定の障害が残った場合に年金等を支給します。	3	6,721	1	2,382	—	—
遺族補償	公務又は通勤により死亡した場合に配偶者等に対し年金等を支給します。	4	8,728	9	21,522	9	24,758
福祉事業	上記補償に加えて付加給付として被災職員および遺族の福祉に対して必要な事業及び公務災害防止のために必要な事業を行います。	10	6,261	13	6,715	10	5,294
計		62	28,597	92	39,029	65	43,972

8 職員の競争試験及び選考の状況

(1) 競争試験の状況

①採用試験の実施結果

平成21年度県職員・警察官採用試験実施状況

	採用 予定 人員	申込 者数	申込 倍率	第 一 次 試 験				第 二 次 試 験				最終 競争 倍率	女性合格者		拡大枠合格者 (31～35歳)		試験日
				受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	競 争 倍 率	受 験 者 数	受 験 率	合 格 者 数	人 数		比 率	人 数	比 率		
																(c)	
(a)	(b)	(b/a)	(c)	(c/b)	(d)	(c/d)	(e)	(e/d)	(f)	(c/f)	(g)	(g/f)	(h)	(h/f)			
上 級	総 合 行 政	35	508	14.5倍	385	75.8%	73	5.3倍	68	93.2%	36	10.7倍	14	38.9%	5	13.9%	(第一次) 平成21年6月28日
	うち行政コース	34	—	—	—	—	—	—	—	—	35	—	14	40.0%	5	14.3%	
	うち学校事務コース	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	0	0.0%	0	0.0%	
	警 察 事 務	3	76	25.3倍	56	73.7%	7	8.0倍	6	85.7%	3	18.7倍	3	100.0%	0	0.0%	
	心 理	1	24	24.0倍	21	87.5%	5	4.2倍	5	100.0%	1	21.0倍	1	100.0%	0	0.0%	
	環 境	2	44	22.0倍	34	77.3%	6	5.7倍	5	83.3%	2	17.0倍	0	0.0%	0	0.0%	
	薬 剤 師	3	16	5.3倍	15	93.8%	7	2.1倍	7	100.0%	5	3.0倍	1	20.0%	0	0.0%	
	(第二次) 平成21年7月17日、 7月27、28、30、31日	農 業	1	18	18.0倍	16	88.9%	5	3.2倍	5	100.0%	1	16.0倍	0	0.0%	1	100.0%
		林 業	1	9	9.0倍	7	77.8%	5	1.4倍	5	100.0%	1	7.0倍	1	100.0%	0	0.0%
		水 産	1	11	11.0倍	9	81.8%	3	3.0倍	3	100.0%	1	9.0倍	0	0.0%	0	0.0%
		総 合 土 木	5	34	6.8倍	29	85.3%	11	2.6倍	11	100.0%	5	5.8倍	1	20.0%	1	20.0%
		建 築	2	14	7.0倍	13	92.9%	6	2.2倍	5	83.3%	2	6.5倍	0	0.0%	1	50.0%
		電 気	2	18	9.0倍	11	61.1%	6	1.8倍	5	83.3%	2	5.5倍	0	0.0%	1	50.0%
		計	56	772	13.8倍	596	77.2%	134	4.4倍	125	93.3%	59	10.1倍	21	35.6%	9	15.3%
中 級	一 般 事 務	1	22	22.0倍	21	95.5%	5	4.2倍	4	80.0%	1	21.0倍	1	100.0%	—	—	(第一次) 平成21年9月27日
	学 校 栄 養 職 員	1	45	45.0倍	44	97.8%	5	8.8倍	5	100.0%	1	44.0倍	1	100.0%	—	—	
	計	2	67	33.5倍	65	97.0%	10	6.5倍	9	90.0%	2	32.5倍	2	100.0%	—	—	
初 級	一 般 事 務	1	16	16.0倍	11	68.8%	5	2.2倍	4	80.0%	1	11.0倍	1	100.0%	—	—	(第二次) 平成21年10月19日、 10月26日
	警 察 事 務	2	52	26.0倍	47	90.4%	8	5.9倍	7	87.5%	3	15.7倍	2	66.7%	—	—	
	計	3	68	22.7倍	58	85.3%	13	4.5倍	11	84.6%	4	14.5倍	3	75.0%	—	—	
職 員 総 計		61	907	14.9倍	719	79.3%	157	4.6倍	145	92.4%	65	11.1倍	26	40.0%	—	—	
警 察 官	男性警察官A(第1回)	44	288	6.5倍	223	77.4%	130	1.7倍	98	75.4%	47	4.7倍	—	—	—	—	(第一次) 平成21年7月12日
	男性警察官A[武道(剣道)]	1	2	2.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	2	100.0%	2	1.0倍	—	—	—	—	
	男性警察官A[武道(柔道)]	1	1	1.0倍	1	100.0%	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(第二次) 平成21年8月4日、 8月21、24、25日
	女性警察官A(第1回)	2	56	28.0倍	37	66.1%	7	5.3倍	6	85.7%	3	12.3倍	3	100.0%	—	—	
	男性警察官A(第2回)	10	156	15.6倍	113	72.4%	46	2.5倍	38	82.6%	11	10.3倍	—	—	—	—	(第一次) 平成21年9月20日
	女性警察官A(第2回)	1	32	32.0倍	23	71.9%	5	4.6倍	5	100.0%	1	23.0倍	1	100.0%	—	—	
	男性警察官B	22	167	7.6倍	130	77.8%	84	1.5倍	71	84.5%	25	5.2倍	—	—	—	—	(第二次) 平成21年10月23日、 11月9日～11日
	女性警察官B	2	39	19.5倍	29	74.4%	7	4.1倍	7	100.0%	2	14.5倍	2	100.0%	—	—	
計	83	741	8.9倍	558	75.3%	281	2.0倍	227	80.8%	91	6.1倍	6	6.6%	—	—		

注 「警察官A」「警察官B」は富山県を第一志望とした者の数です。

② 受験資格（平成 21 年度実施分）

<上級>（1）次のいずれかに該当する者

ア 昭和 49 年 4 月 2 日から昭和 63 年 4 月 1 日までに生まれた者

イ 昭和 63 年 4 月 2 日以降に生まれた者で次に掲げる者

（ア）学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成 22 年 3 月までに卒業見込みの者

（イ）富山県人事委員会が（ア）に掲げる者と同等の資格があると認める者

（2）次の試験区分については、それぞれの資格・免許を必要とします。

試験区分	資 格 ・ 免 許
心 理	学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科（これに相当する課程を含む。）若しくは専攻を卒業若しくは修了した者又は平成 22 年 3 月までに卒業若しくは修了見込みの者
薬 剤 師	薬剤師免許を有する者又は平成 22 年実施の薬剤師国家試験に合格し、薬剤師免許を取得する見込みの者

<中級・初級>

試験区分		受 験 資 格
中 級	一 般 事 務	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者
	学 校 栄 養 職 員	昭和 56 年 4 月 2 日から平成 2 年 4 月 1 日までに生まれた者で栄養士の免許を有する者又は平成 22 年 4 月までに当該免許を取得する見込みの者
初 級	一 般 事 務	平成 2 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者
	警 察 事 務	昭和 63 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた者

<警察官>

試験区分	受 験 資 格
男 性 警 察 官 A 男性警察官 A（武道）	昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた男性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 22 年 3 月までに卒業見込みの者
女 性 警 察 官 A	昭和 54 年 4 月 2 日以降に生まれた女性で、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 22 年 3 月までに卒業見込みの者
男 性 警 察 官 B	昭和 54 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた男性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 22 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。
女 性 警 察 官 B	昭和 54 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれた女性 ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く。）若しくはこれに準ずると富山県人事委員会が認める教育機関を卒業した者又は平成 22 年 3 月までに卒業見込みの者を除く。

③ 平成21年度採用試験実施日程

試験名	公告日	受験申込受付期間	第一次試験日	第一次試験合格発表日	最終合格発表日
上 級	21. 5. 19	21. 5. 19 ~ 21. 6. 8 ※21. 5. 19 ~ 21. 6. 4	21. 6. 28	21. 7. 7	21. 8. 12
中 級	21. 5. 19	21. 8. 14 ~ 21. 9. 4 ※21. 8. 14 ~ 21. 9. 2	21. 9. 27	21. 10. 7	21. 11. 5
初 級	21. 5. 19	21. 8. 14 ~ 21. 9. 4 ※21. 8. 14 ~ 21. 9. 2	21. 9. 27	21. 10. 7	21. 11. 5
男性警察官A (第1回)	21. 5. 19	21. 5. 19 ~ 21. 6. 15 ※21. 5. 19 ~ 21. 6. 11	21. 7. 12	21. 7. 23	21. 9. 2
男性警察官A (第2回)	21. 5. 19	21. 8. 14 ~ 21. 9. 4 ※21. 8. 14 ~ 21. 9. 2	21. 9. 20	21. 10. 8	21. 11. 25
女性警察官A (第1回)	21. 5. 19	21. 5. 19 ~ 21. 6. 15 ※21. 5. 19 ~ 21. 6. 11	21. 7. 12	21. 7. 23	21. 9. 2
女性警察官A (第2回)	21. 5. 19	21. 8. 14 ~ 21. 9. 4 ※21. 8. 14 ~ 21. 9. 2	21. 9. 20	21. 10. 8	21. 11. 25
男性警察官B	21. 5. 19	21. 8. 14 ~ 21. 9. 4 ※21. 8. 14 ~ 21. 9. 2	21. 9. 20	21. 10. 8	21. 11. 25
女性警察官B	21. 5. 19	21. 8. 14 ~ 21. 9. 4 ※21. 8. 14 ~ 21. 9. 2	21. 9. 20	21. 10. 8	21. 11. 25

注 ※は、インターネットで申込み場合の受付期間です。

(2) 選考の状況

①採用選考の実施結果（平成 21 年度実施分。大学教員及び教員を除く。）

職種・職層		部局			教育委員会			議会・ 委員会	合計
		知事部局	企業局	警察本部	事務局	県立学校	市町村立学校		
一般職員 事務系	部長	1						1	
	次長				1			1	
	室長				1			1	
	課長	1			17			18	
	課長補佐				6			6	
	係長			1				1	
	係員								
	小計	2		1	25			28	
一般職員 技術系	部長								
	次長								
	室長	1						1	
	課長	1						1	
	課長補佐	2						2	
	係長								
	係員	8						8	
	小計	12						12	
警察官	警視			1				1	
	警部			4				4	
	警部補			7				7	
	巡査部長			3				3	
	巡査長								
	巡査								
	小計			15				15	
計	14		16	25			55		

注 上の表は、人事委員会が実施した分であり、各任命権者が実施したものは含んでいません。

② 昇任選考の実施結果（平成 21 年度人事委員会実施分）

職員区分	部局 昇任後 の職層等		知事 部局	企業局	警察 本部	教育委員会			議 会 ・ 委 員 会	合計
						事務局	県立 学校	市町 村立 学校		
一 般 職 員	事 務	部長	4						2	6
		次長	5						2	7
		室長	13			3				16
		課長	31		1	8	3			43
		課長補佐	51		7	4	12	16	1	91
		係長	22		7	5	2	5		41
		(小計)	126		15	20	17	21	5	204
	技 術	部長	1							1
		次長	5	1						6
		室長	7							7
		課長	45	1						46
		課長補佐	73	4						77
		係長	68	1						69
(小計)		199	7						206	
合計		325	7	15	20	17	21	5	410	
警 察 官	警 視	部長			4					4
		参事官			5					5
		課長			12					12
		(小計)			21					21
	警 部	次席			11					11
		総括実務指導官			1					1
	(小計)				12					12
	警 部 補	技能指導官								
		主任実務指導官			15					15
		係長総括			10					10
(小計)				25					25	
巡査長	実務指導官			22					22	
巡査長				77					77	
合計				157					157	

9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

【平成21年5月人事委員会勧告】

平成21年5月15日、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 期末・勤勉手当の一部支給凍結

特例措置として、平成21年6月の期末・勤勉手当の一部を次のとおり支給凍結。

2.15月分 ⇒ 1.95月分 (△0.2月分の支給凍結)

(2) 凍結分の期末手当等の取扱い

特例措置による凍結分の期末手当及び勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査の結果に基づき、例年どおり特別給の支給状況を精確に調査し、本年10月に、年間の期末・勤勉手当の支給月数とあわせて勧告予定。

(3) 期末特別手当の廃止

在職期間に応じて一律に支給される期末特別手当を人事院勧告に準じて、在職期間に応じて支給される期末手当と勤務実績に応じて支給される勤勉手当に改める。(対象者は、県立大学長のみ。)

【平成21年10月人事委員会勧告】

平成21年10月15日、地方公務員法第8条及び第26条の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して次のような報告及び勧告を行いました。

なお、報告及び勧告の全文は、人事委員会のホームページに掲載してあります。

(1) 公民給与の較差に基づく給与改定

①月例給

ア 公民較差 △0.25% (△966円)

(特例条例による減額後の職員給与と比較した場合の公民較差は、2.90% (10,778円))

イ 給与の改定 △0.26%

△973円 (給料△754円、住居手当△200円、はね返り分△19円)

(行政職 (44.0歳) 現行平均給与 381,343円 ⇒ 改定後給与 380,370円)

<改定の内容>

- ・給料表 人事院勧告に準じて、初任給を中心とした若年層及び医師を除き、すべての給料月額について引下げ
- ・住居手当 自宅に係る住居手当を月額500円引下げ (3,200円⇒2,700円)

②期末・勤勉手当

- ア 民間の支給月数 4.13月 (県職員の年間支給月数 4.50月)
- イ 支給月数の引下げ 年間 4.50月分 ⇒ 4.15月分 (△0.35月分)

③実施時期 関係条例の公布日の属する月の翌月の初日

4月からこの改定の実施日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率(△0.26%)を乗じて得た額に4月から実施日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と6月の期末手当・勤勉手当の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当で減額調整。(若年層、医師を除く。)

(2) 勤務実績の給与への反映の推進

- ・ 職務・職責を重視し、勤務実績を適切に給与へ反映させることは、平成18年4月から実施している給与構造の見直しの大きな柱である。
- ・ 現在、職務の目標達成度や個人の貢献度等を基本とした業績評価制度を実施しているところであるが、今後とも、職員の能力向上と意欲向上に資するよう、さらに評価制度の着実な推進に取り組む必要がある。

(3) 教員給与の見直し

- ・ 今年度の国の予算においては、平成22年1月から次のとおり措置されており、県としても、他の都道府県の対応等も考慮し、適切に対処する必要がある。
 - ① 特別支援学校の担当教員等に支給されている給料の調整額の縮減
(給料に対する割合6.0% → 4.5%)
 - ② 義務教育等教員特別手当の縮減
(給料に対する割合3.0% → 2.2%に引下げ)

(4) 人材の確保・育成

① 質の高い人材の確保と育成

- ・ 昨年度から、職員採用上級試験の受験上限年齢を5歳引き上げたことなどもあり、本年度の最終倍率は3年ぶりに10倍を超えたところであるが、今後とも有為で多様な人材の確保に努める必要がある。
- ・ 職員が新たな課題や時代の変化に機動的かつ柔軟、的確に対応していくことが重要であることから、各役職段階での研修内容の充実を図るとともに、民間の知恵や活力を学ぶことなどにより職員の意識改革等が期待できる企業への派遣研修等について、より実効が上がるものとしていく取組みが必要である。
- ・ また、職員に自発性や自主性をいかした幅広い能力開発等の機会を提供するための自己啓発等休業制度などが有効に活用されるよう、職員への周知を行うことが望ましい。

② 男女共同参画の推進

- 男女を問わず、職員が働きやすい勤務環境の整備に努めるとともに、女性職員に様々な分野での職務を経験させることや能力向上のための研修への参加機会を確保することなどにより、意欲と能力のある女性職員を計画的に育成し、積極的な登用を進めることが求められる。

(5) 仕事と生活の調和

① 時間外勤務の縮減

- 時間外勤務を縮減するためには、管理監督者による適切な業務配分や進行管理を進め、管理職員自らが時間に対する意識改革に主体的に取り組むとともに、職員一人ひとりにおいても計画的・効率的な事務処理を行うことが重要である。
- 学校現場においては、職務の性格上、総勤務時間の短縮が容易でない面があるものの、教育活動により専念できるよう、今後とも、教育委員会、学校及び教職員の協力により、業務の合理化、会議等の統合・改善、類似調査内容の簡素化、部活動の負担の軽減などに一層取り組んでいく必要がある。
- 1か月に60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ（125/100→150/100）や当該割増賃金の支払いに代えた有給休暇の付与制度を盛り込んだ改正労働基準法が平成22年4月から施行されることとなっており、県としても適切に対処する必要がある。

② 育児等を行う職員の両立支援の推進

- 民間労働者に適用される「育児・介護休業法」が改正されたことを踏まえ、人事院は、次のとおり、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行ったところである。
 - ア 配偶者が育児休業をしている場合にも、育児休業をすることができるようにすること
 - イ 配偶者の産後休暇期間中に、最初の育児休業をした場合には、再び育児休業をすることができるようにすること併せて、育児を行う国家公務員の超過勤務の免除の制度、介護のための短期の休暇制度の導入、子の看護休暇の期間等の拡充についても措置していくこととしている。
- 県としても、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正動向等に留意しながら、必要な対応を行い、仕事と生活の調和の実現に向けた取組みを推進する必要がある。

(6) 健康管理

- メンタルヘルス対策については、順次その拡充が図られてきているが、職員自らが心の健康を把握し早期に対応すること（セルフケア）や管理監督者が職員に対して適切な対応をとること（ラインによるケア）が重要であり、今後とも様々な施策を活用

した適切な情報提供やアドバイス等に配慮していくことが必要である。

- 人事院では、公務における病気休暇の取得実態等を踏まえ、病気休暇の制度や運用のあり方等について検討を行っていくこととしており、県としても、その検討状況を注視していく必要がある。

(7) 高齢期の雇用問題

- 公的年金の支給開始年齢の引上げに伴い、雇用と年金の連携を図ることが必要となるため、人事院は、国家公務員の定年年齢を平成 25 年度から段階的に 65 歳まで延長することが適当であるとしている。
- 地方公務員については、国家公務員の定年制度等を参考に制度が改正されることとなるため、県としても、国の検討状況等を注視していく必要がある。

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 21 年度において、新たな措置要求が 1 件あり、処理しました。

なお、前年度から繰り越した事案はありません。

H21. 3. 31 現在 未処理件数	H21. 4. 1～ H22. 3. 31 の 措置要求件数	H21. 4. 1～ H22. 3. 31 の処理件数	左の内訳		H22. 3. 31 現在 未処理件数
			H21. 3. 31 現在 未処理件数に 係る処理件数	H21. 4. 1 ～H22. 3. 31 の措置要求に 係る処理件数	
0	1	1	0	1	0

11 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成 21 年度の不利益処分に関する不服申立ての状況は、次の表のとおりです。

区分	H21. 3. 31 現在 未処理件数	H21. 4. 1～ H22. 3. 31 の 不服申立て 件数	H21. 4. 1 ～H22. 3. 31 の処理件数	左の内訳		H22. 3. 31 現在 未処理件数
				H21. 3. 31 現在 未処理件数に 係る処理件数	H21. 4. 1 ～H22. 3. 31 の措置要求に 係る処理件数	
分 限 処 分	降給	—	—	—	—	—
	降任	—	—	—	—	—
	休職	—	—	—	—	—
	免職	—	—	—	—	—
懲 戒 処 分	戒告	0	1	1	0	0
	減給	—	—	—	—	—
	停職	—	—	—	—	—
	免職	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
計	0	1	1	0	1	0